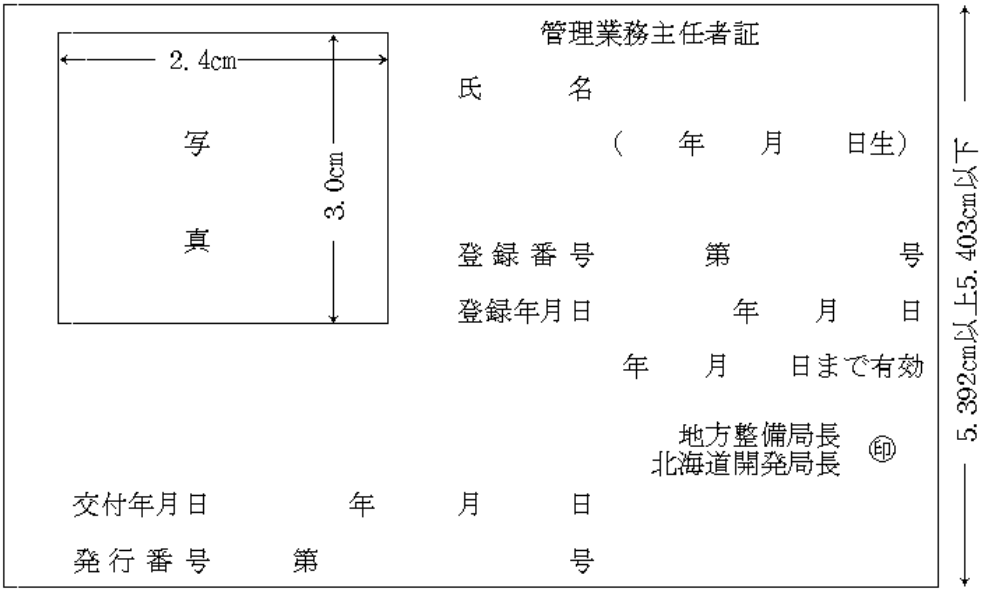
別記様式第二十二号（第七十四条関係）（平16国交令82・平27国交令12・一部改正）

表



裏

備　考
注意事項 1　マンションの区分所有者等その他の関係者から請求があったとき、重要事項説明のとき、又は管理事務の報告のときは、本証を提示すること。 2　登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3　事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4　本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5　本証を更新する場合は、交付申請の日前６月以内に行われる国土交通大臣が指定する講習を受講すること。